

確定拠出年金法案の仕組み

加入できる者とその拠出限度額

1. 企業型 ●●●●> 企業が労使合意によってその企業の従業員を加入者として制度を導入する。
2. 個人型 ●●●●> ● 自営業者等
● 既存の企業年金も確定拠出年金の企業型もない企業の従業員（すなわち、企業の支援のない従業員に限られる）

(注)したがって国民年金の第3号被保険者(いわゆるサラリーマンの専業主婦)や公務員などは加入できない。

確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度との関係

